

平成17年(行ウ)第23号 公務外認定取消請求事件

原告 大友博子

被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

平成19年4月20日

仙台地方裁判所 第1民事部 御 中

原告訴訟代理人 佐藤由紀子

土井浩之

最終準備書面 その1

第1 はじめに

本件は、平成10年8月22日から25日まで、仙台市で開催された第28回全国中学生バドミントン大会の三日目(24日)早朝、仙台市立中山中学校の教員であり、全中バドミントン大会実行委員会事務局総務部長であった大友雅義(以下「被災者」という)が、大会運営のため宿泊していたホテルの部屋において自殺した事件について、これが公務災害であることの認定を求める裁判である。

本件においては、被災者が、うつ病を発症していたこと、うつ病により自殺をして死亡したことについては、被告においても認めており(甲第1号証271頁(5)以下、甲第1号証340頁(4)以下、乙第15号証においても34頁5行目以下で被災者がうつ病に罹患していることを認定している)、被告の相談医もうつ病との意見を提出している(甲第1号証136頁)。

従って、本件の争点は、このうつ病の発症に、公務起因性が認められるか否かである。

ところで、公務起因性の判断に当たっては、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷、個体側要因の3つのファクターが問題となる。

本件においては、原告本人尋問、菊地省三・黒澤栄二証人各尋問の結果から、被災者に、業務以外の心理的負荷も個体側要因もないことは明らかであり、被告もこの点については、全く争っていない。

したがって、過重な業務によるきわめて大きな心理的負荷を被災者が被っていたことが、本件の本質である。

原告は、本訴訟において、被災者ばかりではなく、中学校教員の日常業務が過重であること、特に体育の部活動の顧問を引き受けている教員の日常業務が過重であること、免外授業が教員の大きな負担となっていることなどの中学校教員の労働現場の過酷な労働条件を主張・立証した。さらに、被災者の場合には、教員の校務の中でも特に負担の大きい生徒会活動とバドミントン部の顧問を担っていた上、県中体連連盟のバドミントン専門部の副委員長、市中体連連盟のバドミントン専門部の委員長などの業務が日常業務として加わっていたこと、その上、上記の全中バドミントン大会実行委員会事務局の総務部長として、同大会の開催・運営のため、精神的にも肉体的にもきわめて過重な業務を担っていたことを、主張・立証してきた。

本件においては、被災者ばかりでなく、中学校教員の日常業務の過重性が形式的にはなく、その実態から判断されるべきであり、その上で被災者の日常業務及び全中実行委員会事務局の総務部長としての業務の過重性が形式的にはなく、その実態に即して判断されるべきである。

これに対し、被告は、第1に全中に関する仕事は公務ではないと主張し、第2に被災者の業務を個別に分断して評価し、それぞれがうつ病を発症させるほどの過重なものではなく、第3に残業時間もさほど長くないとして、被災者がうつ病を発症させたことは公務に起因しないと主張する。

本件準備書面においては、上記3点について、即ち第1に全中に関する

仕事が公務であること、第 2 に公務の過重性は総合的に評価されるべきであり、かつ過重なものであったこと、第 3 に被災者は慢性的に長時間の労働をしており、特に被災 1 ヶ月前の残業時間が著しく長時間であったことを、証拠に基づいて主張をまとめる。

第2 全国中学校バドミントン大会実行委員会総務部長業務の公務性

1 中学校体育連盟（中体連）の目的と中学校体育大会の位置づけ

(1) 中体連は、中学校の体育会系の部活動の競技大会を主催する団体である。そして、宮城県中学校体育連盟規約には「宮城県内における・・・体育運動の相互連絡と健全なる普及発展を図ることを目的とする」(甲第1号証131頁)、また仙台市中学校体育連盟規約にも「仙台市中学校における体育スポーツの正常な発展を図るために必要な事業・研究・連絡等を行うことを目的とする」(甲第1号証250頁)と、それぞれその目的を明確にしている。これらの団体が、以下に見るように教育委員会等とともに中学校の体育会系の部活動の競技大会を主催している。

(2) 全国中学校体育大会運営の基本(甲第1号証247頁)によれば、全国中学校体育大会の基本的性格は、

全国中学校体育大会は全国の中学生470万人の生徒を基盤とした学校教育活動である。

全国中学校体育大会は中学校生徒の現在及び将来の生活をより豊かにする身体の技能と体力づくりをめざした体育大会である。

全国中学校体育大会は、全国の中学校生徒の心身の発達を考慮し、学習との調和を図って行う体育大会である。

全国中学校体育大会は中学校生徒の体力・スポーツ技能の発達段階に応じて選抜された学校代表による体育大会である。

全国中学校体育大会は学校における保健体育の授業を出発

点とし、クラブ活動、部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、ブロック大会（個人の成績で選抜されるものを除く）を経て選抜された学校代表が参加する大会である。」

とされている。中体連の行う体育大会は、学校教育の一環と明確に位置づけられており、学校単位で参加するものとされている。

（３）さらに、全国中学校体育大会の運営については、以下のように規定している。

大会運営は（財）日本中学校体育連盟、全国を統括する競技団体、開催地教育委員会、開催地中学校体育連盟、開催地競技団体の５者によって行われる。

運営にあたっては、文部省、関係地方公共団体の指導・助言を受ける。

運営にあたってのよりどころは文部次官通知（昭和５４年４月５日）「児童生徒の運動協議について」および全国中学校体育大会開催基準による。」

中体連の大会運営は、大会の基本的性格が学校教育の一環であることから、教育委員会も大会運営の主体とされており、文部省・関係地方公共団体の指導を受けながらなされているのである。したがって、全国中学校体育大会は、学校教育そのものとしての位置づけがなされているのである。

（４）このことは、全国中学校体育大会開催基準（甲第１号証２４８頁）に、全国中学校体育大会の目的は、「中学校教育の一環」であり、その大会の主催は、「財団法人日本中学校体育連盟、並びに全国関係競技団体、大会開催地の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会とする」と規定し、明確にされている。

（５）以上のように、中体連等の主催する各種体育大会は、中学校教育の一

環として位置づけられており、このことから都道府県教育委員会も大会の主催者となっており、その大会運営に責任を負っているのである。

そもそも中体連は、本来、市教委や県教委が行うべき業務を遂行しているきわめて公的な団体であるといわざるを得ない。

2 学校行事としての中学校体育大会の位置づけ

- (1) 中学校体育大会が、教育の一環として位置づけられていることから、仙台市中学校体育大会以下全国中学校体育大会に至るまで、中体連の行う体育大会は学校行事として位置づけられている。
- (2) すなわち、被災職員雅義が勤務していた中山中学校の平成10年度年間行事予定表(甲第1号証56頁)には、市中体連専門部総会(4月21日)、市中総体抽選会(5月15日)、市中総体打合せ(6月10日)、同激励会(同月11日)、同事前指導(同月12日)、市中総体(同月13日ないし15日)、同結果報告会(同月20日)、県中総体(7月22日ないし25日)と、中体連関係の各行事が学校行事としてあげられている。そして、土曜・日曜の休日に行事がなされていることから、振替え休日指定されており(6月17日、同22日)、職員にとって出勤日、生徒にとっては登校日と位置づけられているのである。
- (3) 第28回全国中学校バドミントン大会に関しても、平成10年7月7日付けで被災者に対して同大会の総務部長に委嘱する旨の委嘱状(甲第1号証75頁)が出され、所属長である仙台市立中山中学校校長宛に対して、大会役員に委嘱したこと並びに大会への派遣の依頼状(甲第1号証74頁)が提出されている。そして、これに基づき、全中バドミントン実行委員会、同常任委員会、全中大会に被災職員雅義は出張として出席し、所属長もこれを承認している(甲第1号証106頁)。

そして、全中バドミントン大会に向けての実行委員会の準備、大会準備事務等について、被災者は勤務時間中に出席する等して、その事務処

理を行っている。具体的には、県武道館において全中バドミントン実行委員会（6月3日、18日、29日）、大会準備事務（7月30日、31日）、全中バドミントン実行委員会・大会準備事務（8月1日ないし20日）となっている（甲第1号証86ないし91頁）。なお、8月の大会準備事務に関して、出勤簿上では「週休日」等となっているが、これは「指定休」（甲第1号証65頁）という教員独特の制度によるものであって、形式的に休暇とされているだけである。実質的に休暇が取れていたわけではない。

3 中体連役員選任の実態

- (1) 中体連の各種大会は、教育活動の一環として位置づけられており、中体連の役員等は、各学校における校務分掌として選任されている。具体的選任過程は、以下のとおりである。（甲第1号証213頁、313頁）
- (2) 中学校の部活動顧問は、各職員の希望を基にしながらも、職員会議において分担が話し合われ、学校長の命令によって校務分掌として任命される。

部活顧問に任命されると、自動的に競技ごとに地区中体連の専門部員となり、この部員の中から互選によって専門委員等の役員が選出される。この互選のための会議は、毎年4月に専門部の部長が勤める学校において、勤務時間内に開催されている。そして、選任された専門部員等によって各種目の地区大会の運営全般が企画・運営される。

各地区の専門委員から推薦又は選出されたものが、県中体連の専門部役員に選任される。この専門部員の中から部会長及び委員長が選出されることになる。そして、県中体連の専門部会が、各種目の県大会の運営全般を企画・運営するのである。

さらに、全国大会については、前述したとおり「開催地教育委員会、開催地中学校体育連盟」等が、運営をするのである。すなわち県中体連

の専門部会が各種目の大会の実質的責任者となっている。

- (3) 中体連の各大会の運営は、上記のように各中学校で選任された部活動顧問が、自動的に専門部員となっていて行われている。

選任された専門部員は、教師として授業を担当し、部活動の顧問として部活動の指導を行いながら、中体連の大会運営の業務を行っている。したがって、その大会運営業務は、勤務時間内に行っており、その間、職務専念義務が免除されることはない。

4 任命権者の認識

- (1) 中体連の業務の実態が、上記のようなものであることから、任命権者も中体連の専門部員等の業務を公務と認識している。

- (2) すなわち、仙台市教育委員会委員長は、「第28回全国中学バドミントン大会総務部長としての業務」及び「(財)日本中学校体育連盟のバドミントン専門部副委員長としての業務」について、どちらも「公務と認識している」と被告に回答を行っている(甲第1号証146頁)。

また、「中体連バドミントン専門部の業務は、それが当該団体の単なる運営用務である場合は任意団体の業務であると考えられるが、大友教諭が当該業務に当たった平成10年度は、全国中学校体育大会の運営のための準備業務等を行っており、この場合は、昭和47年3月23日付旭川地裁判決にて認容されているように公務であると考えられる。また同様の理由で全国中学校バドミントン大会の業務も公務と考える。」とも回答している(甲第1号証243頁)。

- (3) このように任命権者である仙台市教育委員会委員長は、中体連の運営等の実態を正確に把握して、中体連の運営のための準備業務等を公務と認識しているのである。

したがって、任命権者は、中体連の業務を勤務時間内に行っても、職務専念義務の免除をすることもなく、次に述べるように給与を差し引く

等の措置も行っていないのである。

この任命権者の認識を基金が無視することは許されないといわざるを得ない。

5 給与の減額はなされていない

(1) 中体連業務等が、業務でないとすれば、これらの業務を勤務時間内に行った場合には職務専念義務に反することになり、懲戒事由になるとともに、給与も対応する時間について減額されることになる。

(2) 被災者は、平成10年4月以降の被災者動静表(甲第1号証82頁以下)を見ると、下記のように勤務時間内に中体連関係の業務を行っている。

4月17日13時以降	県中体連バドミントン専門部会
4月22日14時以降	市中体連専門部総会
5月15日	市中総体抽選会
6月3日14時以降	全中バドミントン実行委員会
6月10日15時以降	市中総体打合せ
6月11日14時以降	市中総体激励会
6月12日16時以降	市中総体会場準備
6月13日~15日	市中総体
6月18日14時以降	全中バドミントン実行委員会
6月20日	市中総体結果報告会
6月29日15時以降	全中バドミントン実行委員会
7月2日13時以降	県中体連専門部会
7月24、25日	県中総体(バドミントン)
7月30日14時以降	全中大会準備事務
7月31日15時以降	全中大会準備事務

しかしながら、被災者は、上記時間に対応する給与について、減額はなされていない(甲第1号証30頁)。

もし、これらの中体連関連業務が公務でないとすれば、これらの業務が勤務時間中に行われているのであるから、中体連役員は公休をとってこれらの業務を行わなければならない、その部分については原則として給料は支給されないことになるはずである。このような取扱いを受けるのは、中体連関連業務が公務であるからにほかならない。

- 6 以上、被災者が行っていた第28回全国中学バドミントン大会総務部長としての大会準備業務は、夏季休業期の指定休等の期間中も含めて公務とされるべきである。

第3 本件における公務の過重性

1 総合的判断の必要性

公務起因性があるか否かについては、被災者が従事していた公務に、うつ病を発症させる一定以上の心理的負荷が認められるかによって、判断することについても当事者間に争いはない。

ただ、この判断において、被告は、各公務を個別に判断し、公務ごとに心理負荷の程度が重くないとして、公務起因性を否定する。

しかし、各公務が連続的に、同時に重なり合って存在する場合は、ストレスや疲労が増大する（笠原調書12.14頁）ため、各公務を総合的に判断する必要がある。

これは、近時の判例も同様の判断をするところである。

カネライト事件

カネライト事件では、福岡地方裁判所は、平成18年4月12日の判決（労働判例916号20頁）で、「3 争点について」の（2）業務上の出来事の心理的負荷についての項において、「心理的負荷の要因となる業務上の出来事が複数存在する場合においては、それらの要因は相互に関連し、一体となって精神障害の発症に寄与するものであるから、個々の出来事の心理的負荷ではなく、これらを総合的に判断して、精神障害を

発症させる恐れのある強度のものであるか検討する必要がある。」と明確に判示し、被告が行政認定の段階で示した手法を排斥している。

中部電力事件

中部電力事件において、名古屋地方裁判所は、平成18年5月17日判決(労働判例918号14頁)の中で、「4 争点について」の中で、(4) 総合評価という項をもうけて、「平成11年度に太郎が従事した業務は、業務量や業務の内容だけに着目すれば、さほど困難又は複雑な性質の業務ではなかったが、上記状況に置かれていたことや増加傾向にあった時間外労働と相まって、太郎に対し、相当程度の心理的負荷を与えていたと推認できること、平成11年8月以降、時間外労働時間数が顕著に増加したことによって、太郎は、精神的・肉体的な疲労を蓄積させ、強い心身の負荷を受けたこと、業務以外の出来事による心身の負荷が強度なものであったとは認められないこと、太郎はうつ病に親和的な性格傾向を有してはいたが、通常人の正常な範囲を逸脱したものではなかったことを総合考慮すれば、業務外の要因による心身の負荷はさほど強度のものとは認められず、太郎のうつ病は、太郎が継続的かつ恒常的に心理的負荷を募らせていった状況の下、時間外労働の増加を伴う業務に従事したこと及び主任に昇格したことによる心身の負荷と太郎のうつ病に親和的な性格傾向が相乗的に影響し合って発症したものであると認めるのが相当である。」と、総合判断することが必要であると判示している。

本件においては、各公務それ自体だけでも、強度の心理的負荷が認められると考えるが、複数の公務が連続、または、同時に存在することによる心理的負荷の程度も評価した上で心理負荷の程度を判断するべきであることを改めて主張する。

2 被災者の担当した公務の過重性

(1) 本項では、被災者の職務の中でも、特に心理的負荷が強度であった、

生徒会活動指導、免許外指導、部活動指導について、以下論じる。

(2) 生徒会活動の指導の過重性

学習指導要領は、生徒会活動について中学校における特別活動の1つとして位置づけ、その内容について「生徒会活動においては、学校の全生徒もって組織する生徒会において、学校活動の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などを行うこと。」としている。したがって、生徒会活動指導が重要な教育活動の1つとされていたことは明らかである（甲第8号証55頁）。

そして、生徒会活動を指導する生徒会指導担当となる教員は、職責が重要であり、非常に負担が大きい公務分掌であることから、経験豊かで、生徒との信頼関係が深い教員が選任されるのが普通であった（富樫調書・40頁）。

生徒会活動の指導は、学習指導要領上も強く位置づけられており、生徒の自主的な活動を引き出すことが要請されていた（甲第7号証ないし8号証）。具体的な活動としては、生徒集会や中央委員会等の各種会議、文化祭、体育祭等の行事の企画、準備、実施などを、教諭ではなく、生徒会の常設委員会、実行委員会といった生徒の機関が行っていた。

被災者は、生徒会活動も含めた特別活動の主任であり、かつ、生徒会活動指導の担当であった（甲第1号証70頁）。そして、平成10年の生徒会活動指導を被災者と共に担当した長田教諭、三塚教諭は、中山中学校に赴任して間もないこともあり、被災者が、生徒会活動指導の中心となって、対面式、体育祭、文化祭など、すべての行事の各種の起案をしたり、具体的な生徒の指導をしたり、周知活動などを行ったりしていた（甲第4号証の2、甲第37号証ないし43号証、甲第47号証ないし48号証、菊地調書10頁、11頁、49頁）。

生徒会活動は、行事を成功させること以上に、その過程の中で生徒の自主性を引き出すために創意工夫を凝らすところが、最も難しいポイントである（菊地調書 2 頁）。定められた期限までに準備を終了させ、実施させるために、何度も実行委員会を開催しなければならず、臨時の実行委員会も行われていた（菊地調書 4 頁、5 頁）。さらに、校長や教頭に対する報告、各学級に対する周知徹底（プリントの配布、職員会議での報告、説明）など、なすべきことが膨大にあった（同 4 頁）。

しかも、この生徒会活動は、例えば平成 10 年 7 月であれば、体育祭、文化祭、生徒会選挙（甲第 1 号証 100 頁、101 頁）と同時期に平行して準備などをしなければならなかった（菊地調書 7 頁、8 頁）。各行事で、実行委員が組織されるのであるから、被災者は、これらのすべての行事において、各実行委員会を現実に指導して、企画立案の指導、学校長などへの報告、周知徹底、実施を行わなければならなかった。

特に、文化祭は生徒会行事の中でも最大のものであったが、その実行委員会の会議、ポスター作りなどの準備活動は、被災者が全中の準備に追われていた夏休みに行わなければならなかった（菊地調書 8 頁）

以上のとおり、生徒会活動が特別活動として学習指導要領上大きく位置づけられていること、対外的な活動という側面も持つ行事であることから失敗が許されないこと、定められたスケジュールという納期が存在すること、被災者がその教師が担当する生徒会指導の大部分を行っており、代替が効かない状態であったことということから、被災者は生徒会活動に対して重い責任のある立場にあった。またうつ病発症時期といわれる平成 10 年 6 月下旬ないし 7 月は、体育祭、文化祭、生徒会選挙とプロジェクトを同時に遂行しなければならず、それぞれの学校行事としての目標を把握し、それぞれの実行委員の生徒を指導し、自主性を引き出し、問題点を克服する指導をそれぞれ行い、それぞれ学校長、教頭へ

の報告と承認、各クラス担任へのそれぞれの情報の周知徹底の作業、具体的準備活動の指導などを同時に行わなければならなかった。6月から7月は、特にその処理する情報量が膨大であり、時間が足りない状態であった。

生徒会活動の指導は、それだけでも、相当程度強度の心理的負荷が加わる公務であったことは明白である。

(3) 免許外指導の過重性

免許外指導とは、文字通り、教員免許を持たない科目を生徒に教えることである。教員免許を持たないで授業をするのであるから、免許を持つ科目を教える場合と比較して、担当教員に相当な負担がかかることは明らかである。この点、宮城県教職員組合が行った調査によれば、「免許外教科をもったとき教材研究はどうしましたか。」との質問に対して、62%の教員が、ほとんど勤務時間外だった旨の回答をしているのである(甲第1号証232頁)。この事実は、免許外授業がそれを担当した教員に相当な身体的および精神的負担を強いていることは明らかである。

被災者が従前担当していた科目は英語であった。この他の免許外科目として社会科を担当することとなったのである。免許外科目である社会科の教材研究は、勤務時間外に行わざるを得なかったと考えられる。さらに、宮城県においては両科目とも受験科目であり、生徒に対して非常に大きな責任があることから、この点における負担も相当程度あったものと考えられる。

事実、被災者は、社会科指導の研修を受けるに当たってメモ(甲第6号証24頁)を残しているが、これは、免許外科目である社会科の指導方法が分からないということを意味する内容であった(菊地調書12頁)。被災者が社会科の教壇に立つときの不安は計り知れないものがあったと思われ、5月の研修会に不安の克服の期待をしていたことは容易に推測

される。しかし、研修会における被災者のメモ（甲第6号証2頁）をみると、抽象的に「見方」、「考え方」と記載しており、この点がなんら具体化されていないことが示されており、社会化の教え方が改善されてはならず、研修会によっても被災者の免許外指導の不安は解消されなかった（菊地調書14頁）。

それでも、被災者は、生徒のために、被災者なりに、社会化の授業を充実されるために授業準備をしていた。一時間の授業の指導案を作成するためには、最低1時間はかかる。社会科が免許外であることを勘案すると、被災者は2時間の準備をしていたと考えることが、教師の経験上合理的である。しかし、被災者は学校では社会科の準備をしておらず、帰宅後に2時間かけて準備をしていたと考えるほかなはない（菊地調書12、13頁）。

そのように準備をしても、研修会で問題が解決されなかったことからすると、やはり授業がうまく行かないことが多かったものと思われる。そのたびに被災者は、努力が報われない疲労感、敗北感を抱いていたことが推測される。

免許外教科の担当は、週4コマあるが（甲第1号証55頁）このたびに、自宅での準備、敗北感、疲労感が繰り返されていた。実際、被災者は、かつての教え子に、「社会科の授業ももたされてさ。」と愚痴をこぼすほどであった（甲第11号証7頁）。前向きな性格の被災者が、かつての教え子に対してそのような言葉を漏らすほど、被災者にとって社会科の授業は負担だったのである。

結局、同僚の社会科教師の援助、指導書、教育委員会の講習等、被災者に対する援助によっては、被災者の指導方法の改善は抜本的には改善されなかった。被災者に与えられるストレスとの関係では、功を奏さなかったといわざるをえない。

前述のとおり、社会科は、公立高等学校試験の受験科目のひとつであり、後の学年で最履修する機会のない科目であることから、被災者の授業は生徒の受験に直結する授業であった。被災者の教え方が悪いために社会科の点数が悪く受験に失敗するということもありえる。このため、被災者は、免許外でありながら、生徒たちの受験という観点から、重い責任を負わせられていた（甲第11号証4頁）。この責任を果たせないという観点からも、被災者の疲労感、失望感は助長されたと考えられる。

社会化の授業は、被災者に準備に週4日、2時間の自宅での作業が必要とされる長時間の準備、そのような努力をしても、教え方が分からないことからくる不安感、不安の元で行う授業の疲労感、生徒たちの理解を得られない敗北感等、受験に直結する責任感と責任を果たせない焦燥感を与えた。免許外指導である社会科の授業の担当は被災者に、著しく強度の心理的負荷を与えていたことは明白である。

（4）部活動の指導の過重性

中学校教育における部活動の位置づけ

平成10年当時、部活動は、運営組織上は、特別活動（生徒会等）に位置づけられていた（甲第1号証117項）。部活動を行うことによって、課内授業であるクラブ活動の履習と同視しうる場合は、部活動をもってクラブ活動と代替しうるという学習指導要領に基づいて、代替措置がとられていた（同、甲第7号証123項ないし124項）。この意味で、部活動も、教育課程の授業としての性格も有していたのである。このため、生徒は、中学入学後に必ずいずれかの部活動に属することになっており、退部・点部は原則として認められず、退部は保護者の退部願いが必要と定められていた（甲第1号証118項）。

特に、体育の部活動については、平成13年に宮城国体が開催されることになっていたことから、全県挙げて中学校の体育部活動の強化の教

育方針が出され、そのため、対外試合が強く奨励されていたのである。

中学校における体育の部活動の指導

部活動指導の最も重要な点は、教員がいかに部活動の場につきあうか、部活動の指導に時間を割くかという点にある（甲1号証47頁、黒澤調書2頁）。そして、生徒の部活動の時間、場を確保することであり（黒澤調書2頁）、対外試合、練習の設定も教諭が行っていた（黒澤調書6頁、甲第1号証109頁ないし116頁）。負傷の防止や思春期の女子の集団における人間関係の調整（黒澤調書7頁）等、神経を費やす点多岐にわたったが、何よりも、いかに多くの時間を部活動の指導に当てるかということが、部活動顧問の仕事であった。

部活動の顧問は、休日も、部活動の練習の指導をしており、部活動も何も無く仕事が休みとなる日は、一ヶ月に1日あるかないかであった（菊地調書22頁、甲第1号証109頁ないし116頁）。

被災者のバドミントン部の部活動の指導

被災者も、中山中学校バドミントン部顧問として、前述の指導と同様の業務を担っていた。

特に、中山中学校バドミントン部は、ほとんどが女子であるため、黒澤証人の証言にもあるとおり、人間関係の調整がとりわけ重要とされるなかで、被災者は、同部を仙台市青葉区中総体女子バドミントン部での優勝にまで導いたのであるから、被災者が、菊地証人や黒澤証人以上に時間を費やして熱心に生徒の部活動を指導していたことは明らかである。

部活動の指導業務は心理的負荷が大きいこと

部活動の指導は、このように、多くの時間を費やすため、休むことができない点で特に、過酷であり、被災者にとって過重な負荷となっていた。平日であれば、テスト期間などの特別の例外を除いて、毎日部活動に6時から7時まで拘束され、その上、休日も部活動の指導で奪われて

しまう。ソフトテニスの顧問であった菊地証人も、症状として、「体調の変調」や「精神的な余裕のなさ」、仕事の的確さが失われるということ、疲労感による集中力と意欲の減退が呈されることを証言している（菊地調書22頁）。

菊地証人のように、対外的な部活動の役員をしない場合でも、部活動は、正規授業後から午後6時ないし7時まで拘束され、さらに休日も部活指導に当てなければならないということから、相当強度の心理的負荷となり、休日が取れないということから、肉体的負荷となると同時に心理的負荷による疲労が回復されないということ、また長時間労働を余儀なくされるそれ自体が心理的負荷になるものである。被災者にとっても、部活動顧問の対外的活動を除いても、バドミントン部活動の指導による負荷は、総合的に大きなものだったのである。

3 バドミントン部顧問としての対外的活動（全中を除くバドミントン専門部会）の過重性

（1）バドミントン部顧問としての対外的部活動の公務性

体育の部活動の場合、各都道府県の中体連の下に、県・市とも各競技ごとに専門部が置かれ、専門部の委員は、中学校における部活動の顧問が担当する。具体的には、各中学校においては、学校長から部活動の顧問に任命された教諭は、当然に競技ごとの市町村の専門部の委員となり、県の専門部は、市町村の専門部から互選される。専門部は、市や県の中学校総合体育大会を実質的に開催する。全国中学校体育大会もまた、県の専門部から互選された教諭が実質的には実施している。市町村の大会には、市町村の競技の部活動を有する全中学校が負担金を支出して、市町村の中学校の部活動部員が参加し、この大会で一定以上の成績を修めた選手が県の大会、全国大会へと勝ち進んでいく。中学校の部活動の対外的な活動の最大の目標は、市町村大会、県大会、全国大会と勝ち進ん

でゆくことである。このシステムは、永年変わることがなく営まれている。

従って、学校長は、部活動の顧問を任命する場合、その顧問が、専門部員として、市町村の大会役員となること、互選によって、県や全国大会の役員となることを熟知し、認容している。当然、宮城県教育委員会も同様である。

市や県のバドミントン専門部の役員になること、及び、その仕事である中体連の市大会、県大会の運営は、部活動顧問の対外的な活動として、公務に該当することは明らかである。これらの活動は、部活動の顧問の活動に、「付随する」とか「密接に関連する」以上に、公務そのものと評価されるべきである。

(2) 被災者の宮城県連盟・仙台市連盟におけるバドミントン専門部会での公務の過重性

被災者は、平成8年に、バドミントン専門部会の、市の委員長と県の副委員長に選任された(黒澤調書7頁)。平成9年10月に、県の委員長である小川教諭が、全中の専従となった。このため、大会運営などの仕事は被災者が行っていた(黒澤調書9頁)。市の大会は6月13日から15日、県の大会は7月24日、25日に行われたが(甲第1号証26頁)、大会の2、3ヶ月前から被災者は、この準備をしなければならなかった(黒澤調書9頁)。実施要綱の作成、参加申込書の作成、会場との打ち合わせ、抽選会、組み合わせの作成など、やるべきことは多かった(黒澤調書9頁)。特に市と県の大会では、被災者は大会運営に専念することができず、中山中学校バドミントン部の引率も行っていたのであるから、大会期間中は、運営者・引率者という異なった緊張を強いられていた。

市及び県の大会運営は、全国大会ほどではないにしても、被災者は、市大会については委員長として、県大会については実質的な中心人物と

して運営に携わっていた。市町村、宮城県各地から多数の中学校、生徒が参加する大会の実質的な責任者なのであるから、仕事の量が膨大なこととあわせて、責任のある立場であったことは間違いない。大会準備と大会運営についても、相当な強度の心理的負荷が加わっていたことは明白である。

4 全中実行委員会総務部長としての公務

(1) 夏休み前

全中が仙台で開催されることは、1年前には決められており、県のバドミントン専門部の副委員長である被災者が、現地スタッフとして全中大会の運営に当たることは予想されていた。事務局の体制も平成10年3月頃には定められており(黒澤調書35頁)被災者が総務部として実質的に運営に携わることは同時期頃までには決められていた。

被災者は、副委員長兼総務部長として、大会準備、運営の実質的責任者としての地位を任じられた。それは、この日のために休日を返上して練習してきた、部活動の代表生徒の大会という、やり直しのきかない仕事の実質的責任者であり、それ自体が精神的プレッシャーになる役職であった。

被災者は、総務部に配属され、業務必携という、大会当日の行動マニュアルの作成の多くの部分を担当していたが、この作業に、夏休み前は、なかなか着手できなかった。業務必携の作成は、前年度のデータのフロッピーがあったとしても、大変「骨の折れる仕事」であった(黒澤調書39頁)。被災者は既に、市の大会や、県の大会の段階で、全中がうまくできるのかに不安を抱いていた(黒澤調書39頁)ように、膨大な作業量のある業務必携の作成の必要性を認識しながら、それに着手できないことに強い心理的負担を感じていた。夏休み前から、被災者が、総務部長として、全中バドミントン大会の準備、遂行の不安をもらしてい

たことは、その時期から、自分の責任ある立場を自覚し、自分の作業が進まないことで、全中の準備、遂行に支障を生じるかもしれないという責任感とプレッシャーを強く感じていたことを意味する。

また、全中は20年に1回の間隔で各県において開催されるものであり、その運営はほとんどの教師にとって初めて経験するものである。誰しも自分の経験のない仕事をするときは大きな不安を抱くものであり、しかもそれが重大な責任を伴う立場で行うものである場合の不安感は計り知れないものがある。全中実行委員会総務部長として、大会の開催・運営の実務上の責任者であった被災者は、事務局の体制が決まって以来、責任感と共に、このような不安感を抱いていたのである。

それにもかかわらず、全国大会の予選をかねる各地の県大会が7月下旬にならないと終了しないこと、平成10年4月からの1学期の本来業務が多忙であることから、全中の準備は、7月の県大会が終わるまで実質的には始められなかった（黒澤調書36頁、11頁）。準備に本格的に取り掛かる以前である7月中旬に、被災者は同僚に対し「全中の準備が（自分に）集中していて大変だ」（甲第1号証80頁）ともらしており、自分にかかる責任の重さと仕事に着手できないことの不安を訴えている。

具体的に全中の準備を始める前の段階においても、また、準備が始められないからこそ、夏休み前の時期においても、全中実行委員会総務部長としての公務は、被災者に対して強い心理的負荷を与えていたのである。

（2）業務必携の作成

業務必携は、開催の要領を規定しており、全中大会の運営の根本に関わるものといえる。

それゆえ、業務必携の作成は総務の業務の中で極めて大きな位置を占めており、総務の責任者である大友にとっては、業務必携を完成させること

が仕事であったのであるから、自己の担当した項目以外の原稿の取りまとめにも神経を使うなど業務必携の作成に腐心していた。

業務必携の作成に関しては、前年度のフロッピーを利用できているものの、それを上書きして多少直した程度の作業で作成できるものではなく、内容的にも時間的にも大変な作業であった（黒澤証人調書39頁）。

業務必携には、十分に打合せをしていない大会役員、手伝いの教諭、生徒、それを見て自分が何をすればいいのかが分かるよう詳細に記載されていなければならない（黒澤調書13頁）。そのため、あらゆる事態を予想し、かつ、それぞれの場合に取るべき対処法が分かるように具体的な対処法を記載していなければならないという点で、業務必携は作成するのに非常に手間の掛かるものであった。

また、大会当日に急に運営に参加した教員に何を行ってもらおうのかの段取りをするのも、被災者の役割であった（黒澤調書14頁）。

しかも、被災者は、極めて限られた時間で重要な業務必携を完成させなければならなかった。

すなわち、業務必携の作成計画では、6月10日頃に役員就任の可否についての問い合わせが発送され、18日頃には役員名簿が完成される予定になっていた。その後、6月下旬には、業務必携の作成についての会議が持たれ、7月中旬には大会の補助員の予定者を依頼し、これについての派遣要請を行うことになっていた。

このような作業を行った上で、7月下旬から業務必携の作成・整理作業が具体的に開始される予定となっていた。

総務部による業務必携の作成・整理作業は、総務部の担当する部分の作成だけではなく、競技部、広報・資料記録部等の作成した部分を受け取り、その取りまとめを行う形でなされる。

各部の作成した部分も含めて、整理・校正がなされるが、この作業は、7月下旬頃からはじめられ、7月末には基本的に完了することになって

いた。そして、8月3日には、仮綴の業務必携を作成し発送する。その後、8月10日頃までに補充作業が行われ、12日に納品がなされるというスケジュールで作成作業がおこなわれる予定であった。この完成は、大会運営に当たっては、必須のものであり、完成予定日を遅らせることは絶対にできないものであった。

さらに、全中の申し込み締め切りが8月11日であり、組み合わせ抽選会が13日となっていたことから、組み合わせ表等は、納品がなされた後に補充して作成されることになっていた。

このスケジュールに合わせるために、総務部は、6月から業務必携作成に向けての準備作業を開始することになる。この準備作業は、総務部長が実質的に担うことになった。

しかし、7月下旬前には、前述のように、被災者には、学校での様々な業務が重くのしかかっていたことから、全中の準備に本格的に取り組むことはできなかった。

また、全中大会を行うにあたっては、7月に県大会、8月上旬に東北大会が予定されていたことから、教師が時間を取ることができない状態にあった。しかも、これらの大会が終了しなければ、大会参加者が決まらないといった状況があった。

そのために、業務必携の作成作業は、県大会・東北大会と並行して行うこととなり、多忙を極める中での作業であった。このこともあって、その作業は必然的に遅れがちとなっていた。

以上のように重要な業務必携を短時間で完成させなければならなかったのであるから、業務必携の作成が被災者に与えた肉体的・精神的負担は、極めて重いものであった。

(3) 大会運営

総務部業務の性質

総務部は、各部署のまとめ役としての側面を持っており、各部署から処理方法の分からない点についての問い合わせにも対応しなければならなかった（黒澤調書 12～13頁）。

また、各部署の担当に属しないこまごまとした仕事を全て引き受けなければならない部署で、そのような仕事は数え切れないほどあった（甲第 1 号証 96 頁、甲第 12 号証 8 頁）。

このように総務部は多岐に渡る事項を処理していたにもかかわらず、実働は被災者の外 1 名の合計 2 名しかいなかった（黒澤調書 13 頁）。

なお、業務必携（甲第 2 号証）7 頁の役員名簿上は、総務部には 26 名のメンバーが所属しているが、そのうち準備段階で被災者と仕事したのは 2～3 人に過ぎず、他のメンバーは大会当日に手伝う程度の仕事しかしていなかった。しかも、当日に手伝いに来るメンバーがどう動くかという段取りは被災者が組んでいた（黒澤調書 14 頁）。

さらに、総務部の業務はその性質上、予測のつかない事態に対応しなければならないものである（甲第 12 号証 8 頁）。

すなわち、総務部の業務は、その性質上、準備の進展に伴い、新たな処理が必要になる事項が継続的に追加して発生していくものであり、常に緊張を強いられる状態だった。

その一方で、総務部の仕事は裏方としてできて当たり前の仕事と考えられており、その分特別に神経を使うものであった（黒澤調書 12 頁）。

黒澤証人も、余裕がなさそうに見える被災者を見て、手伝いたい気持ちは十分あったものの、証人自身もまず自己の仕事をやっていくので精一杯の状態であった（黒澤調書 32 頁）。被災者も、周りの人間に他人の手伝いをするほどの余裕がないことを知っていたことから、自らが仕事を抱え込んでしまっていた。

全中大会当日

全中大会開催直前から開催中にかけて、大友の総務部長としての仕事は、各係の教諭が担当の仕事を行うための準備が多くなっていた。

例えば、記録係の教諭の記録をするための用紙の準備、受付・接待をするためのお茶や机・いすの準備、印刷するための紙・印刷機の準備、大きい看板などを運搬するためのレンタカーの準備など、目に見えない細かい雑務が実に多かった。昼食券についても、業者との発注関係は担当の教諭が行ったものの、昼食券の作成・印刷・配布は大友が行った。

そして、ミスをするにはできないという重圧とミスを犯さないための実に細かい雑務への気配り、目配りで、被災者の神経は緊張の極みに達していた(甲第1号証96頁)。

被災者が死亡する前日の夜、被災者は原告に対し、「あまり食べられない」、「眠れない」、「1時間おきに目が覚める」と極度の精神的負担に基づく体の不調を訴えていた(甲第1号証79頁)。

そして、被災者は、全中大会開催中、大会がきちんと運営できるか、スムーズに進むかについて、非常に心配し、焦っており、精神的に追いつめられているように見えたとのことである。そのため、被災者は、普段は弱音を吐くような性格ではなかったにもかかわらず、宿泊先のホテルで黒澤証人に対し「大丈夫かなあ」という言葉を何度も漏らしていた(黒澤調書16、39頁)。

実際の大会運営はスムーズに行かず、各部署からいろいろな苦情等が雑多に被災者の元に集まっていた。そのため、被災者は、それらへの対応に忙しく、苦慮していた。被災者が苦慮し、焦っていることは、第三者からも見て取れるほどだった(黒澤調書42頁)。

そのように、精神的に余裕がない中で、被災者は、トーナメントのくじ引きや練習会場についてのクレームを受けた。

また、被災者は、最初に来賓紹介をしなければならない立場にあった

が、最後に体育館を閉めて慌ててレセプション会場に駆け込んできた上、来賓の名前を読み間違えた（黒澤調書49頁）。

さらに、役員の食券の数が合わないということや、誰が弁当を配布するのかというような事細かな苦情が被災者のもとには寄せられていた（黒澤調書52頁）。

8月22日には、来るべき来賓が来なかったり、代わりの人間が来たりした。これにより、来賓の席順の変更、記章、花束の大きさ、花束の色というように（黒澤調書47、48頁）実に細かい対応が必要になった。被災者はこれにも対応しなければならなかった（黒澤調書48頁）。

これらのトラブルがさらに精神的ストレスとなり、大会運営についての不満足感を募らせ、被災者は精神的に追いつめられていった。そして、肉体的にも精神的にも疲労の極みに達していた被災者にとっては、大きな打撃となった。

レセプション終了後

上記のような精神的打撃から、大会運営がうまくいかなかったという思い込みで気分が落ち込んでいた状況で、全中大会最終日の前日のレセプション終了後、エレベーターの前で一人取り残されるというアクシデントが発生し、孤独感を深め、自殺行為を思いとどまる精神的な抑止力が著しく減退していった。

- (4) 以上のとおり、全中実行委員会総務部長の業務が、夏休み前から被災者に対し大きな心理的負荷となっており、夏休み後、業務必携の作成、大会の運営と、さらに被災者に対して大きな心理的負荷となっていたことは明らかである。

5 各公務の総合的評価について

本件においては、上述のとおり、被災者の担当していた各公務それ自体が強度の心理的負荷を被災者に強いる性質のものであった。

なお、前述したとおり、各公務が連続的に、また同時に重なり合って存

在する場合には、これらを総合的に判断して、うつ病を発症させるおそれのある程度のものであるか否かを検討しなければならない。

被災者は、日常業務として担当する公務についても、同時に、きわめて過重な公務を負担していたばかりか、さらに、全中実行委員会事務局総務部長の業務が重なったのであるから、被災者の担当していた公務を総合的に判断すれば、公務の内容からだけでも、十分にうつ病を発症させるおそれのある程度の過大な心理的負荷があったことは明らかである。

第4 被災者の長時間労働

1 第3では、被災者の担っていた公務の心理的負荷がきわめて大きかったことにつき、公務の内容面から陳述してきたが、以下、被災者の労働時間の面から、心理的負荷のきわめて大きかったことを述べる。

2 小中学校教員の勤務実態

本件被災者の担当していた中学校教員としての業務は、一般的にも多忙なものであることは明らかである。その実態は、文部科学省等が行った調査によっても明らかである。

(1) 教員勤務実態調査暫定集計(7, 8月分)の概要について

文部科学省は、平成18年7月と8月の全国の公立小中学校の教職員の勤務や給与の在り方等を検討するにあたり、教職員の勤務実態を調査している(甲第13号証)。

当該調査結果を暫定集計した結果が発表されているが、この記載により、公立小中学校教員のほとんどが、通常期は当然として、夏季休業期においても、超過勤務を強いられている実態が明らかとなっている。

すなわち、中学校教員の平成18年7月の通常期(夏期休業日を除く)の1日の出勤から退勤までの休憩・休息を除いた平均時間は、11時間16分となっている。その内容として、中学校では、部活動・クラブ活動が授業について長くなっているとするコメントが付されている(甲第13号証の1・2頁)。

次に、中学校教員の8月夏季休業期の出勤から退勤までの時間の平均は、8時間28分となっている(同3頁)。また、夏季休業期における中学校教諭の残業時間は、平均して26分となっている(甲第13号証の1・6頁)。このことは、現在の公立小中学校教職員は、夏季休業期においても恒常的に残業を行っている事実を示している。すなわち、夏季休業期であることから、超過勤務がなくなるわけではないのである。

(2) 教育活動の現況調査集計

宮城県教育委員会は、平成13年10月1日から5日に宮城県内の公立小中学校教員の勤務実態について調査した。その調査結果は、前項で述べた文部科学省の調査結果を裏付けるものである。

勤務状況に関する一般的な印象を聞いた項目においては、中学校教員の70.5%が毎日が忙しいと感じると回答している(甲第1号証・235頁)。そして、学校の仕事を勤務時間を超えて行うこと(家に持ち帰りも含む)が「よくある」と答えた中学校教員が、前述した70.5%の中の教員の中で78.7%にものぼっている(同237頁)。

勤務時間については、定められて出勤時刻よりも、20分乃至49分早く出勤する中学校教員が56.2%である。定められた退勤時間よりも、1時間30分から2時間29分遅く退勤している教員が65%となっている(同239頁)。

宮城県教育委員会が行った調査によっても、宮城県内の公立中学校教員が、恒常的に超過勤務を強いられ、ほとんどの場合、3時間を超える超過勤務を行っている実態が明らかである。

(3) 時間外勤務・部活動についての実態調査結果

宮城県教職員組合が2001(平成13)年7月に行った、宮城県内の公立中学校教員の調査内容が発表されている(甲第1号証・230頁以下)。

同調査によれば、県内の中学校教員の回答者中、1週間に10時間以上の超過勤務を行っている者が56%であり、その原因の31%が部活動であるとの回答がなされている。

そして、2001（平成13）年4月ないし6月の、休業土曜日・日曜日・祝日のうち何日、部活動や対外試合を行ったかに関しては、38%の教員が10日以上と答えている。

また、持ち帰り仕事に関しては、ほとんどの教員がこれを行っており、4%の教員が、自宅で20時間以上仕事をしていると答えている。

（4）小括

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第5条には、公立学校教育職員の超過勤務について以下のように規定されている（甲第10号証）。

義務教育等諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条から第5条までの規程による勤務時間を言う。以下同じ。）の割り振りを適正に行い、原則として、正規の勤務時間を超える勤務及び、次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務（以下「時間外勤務」という。）は、命じないものとする。

すなわち、宮城県の教育職員については、原則として超過勤務はないものとされていたのである。この結果、教育委員会においては、教育職員の勤務状況は全く把握されておらず、教育職員が、何時間労働に従事したのかは不明の状態に放置されていた。この点は、実質的な超過勤務についても同様だったのである。教育職員を含む労働者の労働時間の把握・管理は、使用者の責任である。使用者である教育委員会が、具体的労働時間を把握・管理していないために、教育職員の労働時間が不明となった場合、そのことの不利益を被災者である教育職員に転化すること

は許されない。任命権者である教育委員において、具体的資料に基づいての反証がなされない限り、全国的な調査結果、具体的業務の実態から労働時間を推認すべきである。

2001（平成13）年の宮城県教職員組合と宮城県教育委員会の調査により、教育職員の恒常的な超過勤務の実態が明確となり、このような実態は、宮城県だけでなく日本全国に及んでいることが文部科学省の調査により明らかにされている。しかも、文部科学省の調査では、中学校教員においては、夏季休業期でも超過勤務がなされている実態が明らかとなっている。

被災者の勤務状況を把握する際には、これら公立小中学校教員、特に、中学校教員の勤務実態を前提とした判断が必要である。

特に被災者は、被災前年度、3学年という受験学年の担任として、進路指導を行い、平成9年末頃から平成10年3月頃まで、夜中の残業労働、持ち帰り労働などを余儀なくされていたこと（菊地調書15頁以下）も忘れてはならない。

3 被災者の長時間労働

被災者は、長時間過密労働を強いられており、これ自体が被災者にストレスを与えていたとともに、精神的疲労、肉体的疲労が、長時間労働のために回復されず、蓄積されてゆく状況であった。

中山中学校での勤務時間については、多くの時間を共有していた同僚の菊地省三教諭の作成した甲第1号証82頁以下の（原告調書7頁）動静表をもとに、別表にまとめた。被災前1ヶ月の労働状況とそれ以前の状況を分けて論じる。

（1）通常の労働時間（主として平成10年の6月、7月）

中学校教諭の労働時間については、前述したとおりである。

また、中学校教員は、休憩時間をほとんどとることができないことも、本訴訟で明らかになっている。

すなわち、甲第13号証の2「教員勤務実態調査（第1期）暫定基準」によれば、「休憩・休息」は、平均10分間にすぎず、学級担任をしている教員の場合はさらに短く7分間にすぎない。また、黒澤証人も、歯をみがく程度の時間しか休憩時間としてはとれない旨証言しており、休憩時間を10分もとることができないのが、中学校教員の実態である。

被災者の場合、規定では始業時間は午前8時20分であるが、甲第1号証86頁以下によると、被災者は、7時50分には仕事を始めていた。プリント配布等朝の職員会議の準備や生徒会、部活動の生徒との打ち合わせなど、短期間でなすべき作業量は膨大であったため、実際はもっと早く仕事に取り掛かっていたことも多かったと思われる。

給食時間は、給食指導があるため、休憩時間にはならない。休憩時間がないことによる負担の増大は、時間以上の労働量の増大と評価されるべきである。

生徒の休み時間、放課後は、生徒への生活指導、免許のある英語の準備、学年分掌の仕事（遠足、野外活動、修学旅行などの企画、地域清掃活動、福祉慰問団等の企画、各種行事への学年の取り組み方の企画）、中山中学校の特別活動主任としての教育委員会やボランティア団体、社会法人からの問い合わせに対する回答等（甲第11号証5頁、6頁、菊地調書23頁）、なすべき仕事が膨大にあって、休憩する時間はとてもなかった。被災者にアンケートが来る頻度は高く（菊地調書24頁）、1つ1つの活動状況について調査した上でしか回答できないことから、回答に要する負担は大きかった。

このほかに被災者は、主として放課後は、職員会議（甲第1号証100頁）、部活動指導、生徒会指導を行っていたのである。

通勤時間は、平成10年の6月から7月頃、平日の場合は、8時く

らいまで就労していた（菊地調書 19 頁以下）。例外を除いて、概ね 8 時くらいまで執務を行った。これは、授業のある土曜日も概ね同じ時刻となっていた（同 20 頁）。授業の無い土曜日も、部活動の指導をする教諭は、朝の 8 時から 9 時に出勤し、午後 6 時頃まで執務をしていた（同 21 頁）。1 週間の労働実態は、週休 1 日制であった。

被災者らは、このほかに休日も部活動指導をしていた。被災者より部活動指導に熱心ではなかった菊地証人でさえ、全くの休日は月に 1 回あるかないかという状態であった（調書 22 頁）ので、被災者も同様以上の出勤状態であったことは間違いない。

被災者の通常業務は、極めて長時間であり、かつ、労働基準法で定められた昼食休憩のとれない労働形態であった。加えて、生徒のいない職員室に戻っても、仕事の合間に歓談する余裕も無く、退勤まで黙々と執務をこなさなければならない（菊地調書 20 頁、甲第 5 号証中学校共有のコメントのうち 9 番、30 番、33 番、36 番、58 番、108 番、148 番等）状況であった。被災者以外にも多くの中学校教員にとって、なすべき仕事が多く、どうしても長時間になり、それだけでなく、極めて過密な労働形態であった。

さらに退勤時間については、通信簿提出日である 7 月 15 日（甲第 1 号証 56 頁）の前の少なくとも 1 週間は、10 時から 11 時まで執務を取っていた（菊地調書 23 頁）。前年度被災者は受験学年である 3 年生を担当しており、12 月などは、退勤時間が 9 時、10 時になった（菊地調書 16 頁）とのことである。

学校での仕事の他に、社会科の授業が週に 4 回あった（甲第 1 号証 55 頁）。被災者は、前述のとおり、学校では社会科の授業準備をする時間がなく家で行っていたこと、また、1 時間の授業をするためには 2 時間は準備の時間が必要であったことから（菊地調書 14 頁）、週 4

回は、自宅で社会科の準備を2時間以上行っていたと推測しうる。

中学校教諭一般の労働状況は、その処理すべき仕事量が多く、かつ、処理するための時間が短く、そして、多様な仕事内容であった。部活動全盛の中学校は、教諭の献身的かつ、超人的な労働、そして、小さな子供をはじめとする教諭の家族の犠牲の上にはじめて成り立っているといわざるを得ない異常な職場環境であるということが実態である。

その上に、生徒会担当、特別活動主任であった被災者の労働形態は、さらに長時間労働であり、かつ、さらに過密な労働形態であったことは、疑う余地がない。

(2) 被災前1ヶ月の長時間労働

夏休みの教員としての仕事

中学校教諭は、生徒が夏休みでも、出勤をしていた。

担任としてクラスの諸表簿を作成しなければならなかった。指導要録等の諸表簿も7月27日までに作成しなければならなかった。指導要録は通信簿よりも相当詳細なものであり、生徒1人あたり、表面の作成に30分なし40分、裏面の作成に1時間以上掛かる(菊地調書26頁)ほど、被災者に大きな負担の掛かるものであった。

被災者の場合は、上記のような中学校教諭の通常の業務に加え、被災者が中山中学校の特別活動の主任であったため、ボランティア団体やNPO団体から環境に関する事項等についてのアンケート依頼、教育委員会からの問い合わせがあり、それに対しては、生徒会のトップである被災者が担当せざるを得なかった。また夏休みにおいても、部活動の指導があり、指導要録の作成のほか、各種報告書、指導案の作成、実力考査の問題文の作成など、中学校教諭の生徒の夏休み期間になすべきことは山積していた。この外に被災者は生徒会の指導担当と

して、文化祭等の実行委員会等の生徒会指導があった。休みを取ると処理すべき事項が累積されてゆくので、休みを取れない状況だった。

乙第16号証に対する反論（生徒の夏期休暇中の教諭の繁忙性）

乙第16号証は、11頁10行目から、「夏期休暇で出勤した日の学校に滞在した時間すべてが時間外労働時間との把握は、現在の日本社会の労働時間の把握から考えて非現実的である」と主張する。驚愕すべき「主張」である。まず、「夏期休暇」という点に関して、生徒の夏期休暇を教諭の夏期休暇と同視して論じている点不当であり、いかにも仕事をしていないように印象付けようとしている。次に、「現在の日本社会の労働時間の把握から考えて」という点も意味が不明である。「労働者」が自分の「夏期休暇中」に、自主的に労働者が職場に出て働いている場合もある。これは、それほど一般的な事象ではないと思われる。むしろ、「夏期休暇中」という建前ではあるが、実質的には査定や昇進に影響を与えたり、「慣行」や黙示の業務命令によって、風呂敷残業を強いられたりしていることが実態である。このような場合、「休暇」は名ばかりで、実質的には通常の労働日であるということが、現実に多くあることである。まさに、平成10年の中山中学校の実態である。乙第16号証の作成者は、全く資料にもとづかず、自分自身の狭い思い込み、あるいは数十年前の労働実態を想定して、「非現実的」と断じているに過ぎない。なんら具体的根拠もなく、とにかく被災者の労働内容が過密でないという結論を導きたいという意図だけは明瞭である。このような論法からしても、乙第16号証の作者が、客観的な第三者としての意見を述べているのではないこともまた明白である。この点は、医学的知見とも無関係である。乙第16号証がすべてワープロで作成されており、印影もないこと、菊地証人や黒澤証人の証言の検討もなく、労働実態を独断的に論じており、それが意見書の大部

分を占めること、証拠説明書によると「被告」が作成したという乙第13号と全く表現された意識内容と同一であることから、そもそも表記の医師の作成であるという点にも疑問があるといわざるを得ない。乙第16号証は、成立自体不知である。

実際、前述のとおり、文部科学省の調査によっても、中学校教諭の生徒の夏休み期間の繁忙性は明らかである。

文部科学省は、平成18年7月と8月の全国の公立小中学校の教職員の勤務や給与の在り方等を検討するにあたり、教職員の勤務実態を調査している（甲第13号証）。

当該調査結果を暫定集計した結果が発表されているが、この記載により、公立小中学校教員のほとんどが、通常期は当然として、夏季休業期においても、超過勤務を強いられている実態が明らかとなっている。

すなわち、中学校教員の平成18年7月の通常期（夏期休業日を除く）の1日の出勤から退勤までの休憩・休息を除いた平均時間は、11時間16分となっている。その内容として、中学校では、部活動・クラブ活動が授業について長くなっているとするコメントが付されている（甲第13号証の1・2頁）。

次に、中学校教員の8月夏季休業期の出勤から退勤までの時間の平均は、8時間28分となっている（同3頁）。また、夏季休業期における中学校教諭の残業時間は、平均して26分となっている（甲第13号証の1・6頁）。このことは、現在の公立小中学校教職員は、夏季休業期においても恒常的に残業を行っている事実を示している。

指定休の労働

乙第13号証は、指定休については、労働していないものとして扱っている。また、仙台市立中山中学校校長澤藤英樹は、7月21日か

ら23日の業務等以外は、「週休日、夏季休暇などであり、業務命令は出していないので、公務とみなさない」(甲第1号証147頁)と述べている。しかし、これは実態から解離した意見である。

指定休とは学校教職員に認められた長期休業中の土曜休のまとめ取り制度である。

1980(昭和55)年に公務員の週休2日制への移行が開始された。当初は、第2土曜日だけが休みとなる、いわゆる4週5休制が実施され、その後、第2、第4土曜日が休みの4週6休制となった。この場合、本来休みとなるべき、第1、第3、第5土曜日が出勤となってしまう不都合が生じた。このような教員等については「(週休2日制導入が)非常に困難な職種については別に措置することができる」との規定を適用して、第1、3、5土曜日の休日を別の期間に「まとめどり」指定方式で取得して、週休2日制を実施することとなった。

教職員の週休2日制を実施するためには「学校5日制」の条件整備が必要だった。ところが、文部省は学習指導要領の見直しや、週あたりの授業時間数の検討も行っていなかったため、教員については、週休2日制を一般公務員のように実施することはせず、本来休むべき土曜日分を、長期休業中、すなわち、冬休み、春休み、夏休み中に「指定休」として「まとめ取り」させることとしたのである。これはいわば辻褄あわせであり、カレンダー上休みとなっているだけであり、長期休業中の職務の軽減もなされていないことから、指定休の日に出勤して仕事をしなければ、業務が山積されていくだけであった。このため教諭は指定休の日にも勤務をしないということができにくい状況だった。

実際、指定休を確実に取れる条件整備はなされておらず、むしろ、前項で述べたように、夏休みでなされるべき仕事は膨大に存在し、被

災者ほど繁忙でない教諭も、残業をしなければならない状況にあった。

菊地証言では、指定休に休みを取ることは、ほとんどの教諭が出勤しており、少なくとも被災者は指定休の日にも出勤していた（菊池調書 25 頁）と明確に証言している。

なお、被告は、被災者が指定休の印を押している日の一部について「学校閉庁日」として、教員が業務を行っていない日であるかのような解釈をしているが事実と反する。この当時、宮城県においては長期休業中の全土曜日と、お盆後の 8 月 12 日から 16 日まで（土日をのぞく実質 3 日間）を「当番をおこななくてもよい日」として事実上学校閉庁が可能な条件は作ったが、教員を業務（研修、部活指導、中総体関連事務、学校事務整理等）から解放したわけではないからである。

以上の通り、被災者は、夏季休業期に取得すべき指定休や特休も休むことなく全中の業務を行っていたのであり、業務命令は出していない旨の任命権者の意見は実態と反するものである。

夏休み期間の全中実行委員会総務部長としての仕事

この点は、前述しているが、被災者は、夏休みになって、ようやく業務必携の作業などを本格的に進められるようになったものの、昼間は、一般の中山中学校の仕事があるため、全中の仕事は中山中学校の仕事の退勤後ということにならざるを得なかった。

退勤後に、全中役員の打ち合わせ準備作業があり、黒澤証人は、8 月の全中の準備の様子を尋ねられ「全部とは言いませんけれども、ほとんどは、夏休み、8 月に入ってからは、ほとんど一緒にすごしていました（14 頁）」と証言している。そして、「私が記憶にあるのは、午前 2 時になるときもありました。私の記憶の中では、3 度くらいはあったと思います。」（黒澤調書 15 頁）とあるように、その作業は深夜まで及ぶことがしばしばあった。

また、打ち合わせの後に、被災者は、自宅でも作業を行っていた。

黒澤証人は、夏休みに入ってからの中中の準備をしていて被災者と会った時に、被災者から「昨日、夜、家で仕事をしていたとき、これ、おかしいと思うんだけど、黒澤さんどう思う」というように聞かれたことがあった（黒澤調書 15 頁）とのことである。

かかる自宅執務は、帰宅後の仕事の途中、ソファで横になり、そのままということもよくあるほど過重な労働であった（甲第 1 号証 77 頁）。

4 労働時間の計算

（1）脳・心臓疾患の労災の方法による労働時間、残業時間の算出

脳・心臓疾患の労災の方法による労働時間の算出方法によると、被災者の被災前 1 ヶ月（8 月 23 日～7 月 24 日）の残業時間は、甲第 1 号証 81 頁以下の表に基づくと、別表のとおりとなる。即ち、この期間の総労働時間は約 340 時間余りとなる。昼休みの休憩の無い中学校教諭の実態に鑑みると、この時期の残業時間の合計は、163 時間となる。仮に、昼休みを 1 時間労働時間から除いても、残業時間は 136 時間となる。

この残業時間の算出方法は、脳、心疾患の労災認定において指標となる付の残業時間の計算方法に準拠している。即ち、週 40 時間労働とし、1 週間当たり 40 時間を上回る時間の総和である。被災 1 ヶ月前であると、その期間の総労働時間から、4 週分の 160 時間と 3 日分の 40 / 7 時間を引いた時間が残業時間ということになる。

さらに、黒澤証人の午前 2 時まで 3 回仕事をしている（調書 15 頁）という証言の労働内容は日にちが特定されていないので含まれていない。業務必携の作成はかなり骨の折れる仕事であり（黒澤調書 13、35、39 頁）、総務部の業務必携は被災者が作成しているのであるから、甲第

1号証82頁で割り出した労働時間以上の労働を行っていることは明白である。

そうだとすると、被災者の被災前1ヶ月の労働時間は、脳、心臓疾患の基準に照らすと、それ以上遡って労働時間を検討するまでも無く、1ヶ月100時間を越えているのであるから、それだけで脳疾患、心疾患を発症させるに足りるほどの長時間労働であったことは明らかである。同様に精神疾患発症ないし重篤化の要因となるほどの長時間と評価されることは否定される余地のないことである。

(2) 乙第13号証の残業時間の計算の誤り

乙第13号証では、被災者の労働時間に指定休の労働を含めていない。しかし、指定休に休みを取る教諭は、中山中の場合おらず、少なくとも被災者は指定休に休みを取っていないことは前述のとおりである。

被災者の場合、被災前1ヶ月の指定休は、12日間あった。仮に少なめに見積もって指定休の日に1日7時間執務をしたとしても、84時間勤務時間が増えることになる。乙第13号証の計算の被災前1ヶ月(8月23日~7月24日)の残業時間は、8月の57時間35分に、7月24日から31日の残業時間を足して65時間5分である。これに上述の84時間を加えると149時間5分となる。いよいよ、被災者の被災1ヶ月前の長時間労働は疑う余地は無いことになる。

(3) 被災者の長時間労働についての立証責任

被告は、被災者の長時間労働について、証拠がない旨主張している。

確かに、本件においては、被災者の労働時間を直接証明する証拠は乏しい。なぜならば、前述したとおり義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第5条の誤った解釈・運用により、宮城県の教育職員については、原則として超過勤務は存在しないものとされ、教育職員の勤務状況は、全く把握されていなかったからである。

しかし、労働者の労働時間を管理する義務を負うのは、使用者である。労働基準法第37条は、使用者に対し時間外労働に対する割増賃金の支払いを義務付けているが、これは、労働者が使用者によって不当に時間外労働を強いられることがないように、使用者に対し、労働者の労働時間の適正な管理を義務付け、その上で、時間外労働に対する代償として、割増賃金の支払いを義務付けているのである。

したがって、本件のような過労死の事件において、使用者が、労働者の労働時間の管理を自ら怠っておきながら、被災者の労働時間の証明がないなどと主張することは、許されないものであり、少なくとも、訴訟においては、被告となる使用者側が、被災者が実際に長時間労働をしていなかったことの立証責任を負うと解するべきである。

本件被災者は公務員であるから、労働基準法の適用はないものの、時間外労働についての基本的考え方には、公務員でも変わりはない。さらに、本件被災者は、教育職員であるが、上記条例第5条は、原則として時間外労働は含まない旨定めているだけであり、これにより、教育職員の労働現場において、現実には時間外労働が存在しなくなるものではない。それにも関わらず、学校現場では、時間外労働は原則として存在しないと上記条例を誤って解釈・運用し、現場の教育職員の労働時間の管理を怠ってきたのである。

その結果、被災者の労働時間を直接証明する証拠が乏しい状況にあるにも関わらず、その不利益を被災者が被るとするのは、きわめて不合理であり、訴訟上の公平性を欠くというしかない。

したがって、本件においても、被災者の労働時間については、被告において、被災者は、長時間労働に従事していなかったことを具体的証拠に基き立証すべき責任があると解するべきである。しかし、被告は、被災者の労働時間について、具体的証拠に基き、被災者が長時間労働に従

事していなかったことを主張・立証していないのであるから、被災者の長時間労働は、前述の実態調査及び菊地・黒澤証人尋問及び原告本人尋問の各結果から十分に推認することが可能である。

第5 平成10年8月22日から24日にかけての被災者の心理状態

大会当日、いろいろな苦情、こまごまとした対応、食券や弁当の問い合わせ（黒澤調書42頁）、開会式当日の来賓の変更（同47頁）、体育館の施錠の役割があるために本来間に合わないレセプションに遅れたこと、そのためか来賓の名前を間違えたこと（同49頁等）、同僚が乗ったエレベーターが自分の乗る直前で閉まったこと、ひとつも被災者の責任で生じたことはないが（同34頁）、自責の念にとらわれている被災者には、重くのしかかっていた可能性が高い。

また、この時期は、黒澤証人も、全中が終わるという解放感があった一方、2学期がすぐに始まるということで、休みが欲しかった（黒澤調書41頁）とあるように、新たな課題も迫っていた。

被災者の勤務していた中山中学校も、8月26日に新学期が始まり、27日からは実力考査となった。被災者の担当する中央委員会も27日である。翌週の土曜日には生徒集会があり、9月18日は文化祭のリハーサル、それが終わると24日は選挙管理委員会が開催され、翌日に生徒会選挙の公示と立て続けに生徒会行事が予定されていた。それらの行事に向けて被災者は実行委員会を指導して、行事の準備運営をしなければならなかった。もちろん、これらの生徒会行事と平行して部活動の指導、なかなか満足のゆく授業のできない免許外科目である社会科の授業が週に4回ある。英語の指導、生徒に対する生活指導という長時間過密労働が待っていた。

さらには退任が予定されていた小川教諭の後任として、宮城県のバドミントンの専門部の委員長の重責も予定されていた（黒澤調書40頁）。

全中が終わったからといって、解放感に浸ることはできない状況であっ

たことは想像に難くない。

全中の準備とトラブルへの対処を含めた運営が被災者に対して、精神的にも肉体的にも極限的な疲労を与える負荷となったこと、全中が終了後の被災者の業務の存在が被災者に心理的負荷となることは、第三者から見ても容易に理解できる事実である。

第6 以上のとおり、被災者は、過重業務により遅くとも平成10年7月下旬頃までにうつ病を発症し、その後も過重業務が続いたことによりうつ病が増悪し、うつ病の症状により、本件自殺に至ったことは明白であり、原処分庁が被災者に対して行った地方公務員災害補償法に基づく公務外認定処分は、取り消されるべきである。

以上